

(II) 扶養理由書・B ≪記入例≫ (収入の無い「高校生以下の子」は記入不要)

★★★★年金受給の有無を確認するため 口受給中 口受給なし いずれかに✓を入れてください。★★★★

【5】収入状況

●1.収入なし

申請時に収入がない場合は、該当の□に✓を入れてください。

- 「病気療養中」または「求職活動中」の方は、開始日をご記入ください。
- 「離職」で申請する場合は「直近1年以内」をご確認ください。

《直近の離職で申請または1年以内に離職》

離職で申請する場合はこちらに✓を入れてください。病気療養での離職や離職し求職活動中の場合は、「病気療養中」や「求職活動中」にも✓を入れ、開始日をご記入ください。

《無職無収入》

1年以上無職無収入の場合はこちらに✓を入れてください。「(非)課税証明書」や「所得証明書」は金額がアスタリスク表示「*」になっているものは証明書として認められません。証明書を取得する際に必ずご確認ください。

《その他》

該当項目がない場合はこちらに✓を入れ、収入の状況を()にご記入の上、証明書類を添付してください。

●2.収入あり

《給与収入》

該当の□に✓を入れ、総支給月額(交通費等含)を記入してください。(通帳の写し不可)

就業3ヶ月以上経過している方	⇒ 直近3ヶ月分の給与明細(写)※被扶養者名・事業所名および支給月が確認できるもの
就業後3ヶ月未満の方	⇒ 雇用契約書(年収が収入基準内であることが推測できるもの)※出来ない場合は「(IV)雇用証明書」
給与明細の支給がない場合	⇒ 「(IV)雇用証明書」
雇用契約書の発行がない場合	⇒ ※紛失または明細はあっても氏名・事業所名・支給月の記載がない場合もこちらをご利用ください。
不定期の雇用形態で就業している方	⇒ 直近3ヶ月分の給与明細(写)および年収が確認できるもの、または「(IV)雇用証明書」

《年金》

受給している(する)年金の□に✓を入れ、介護・税額等控除前の年額(または月額)を記入してください。

- 添付する証明書は提出時点で最新のもの(通帳の写し不可)を添付してください。(添付書類は下記参照)
- 一時金で受け取った年金は収入に含まれません。

↓ハガキの場合は下記①~④の部分の項目が確認できるようにコピーし、証明書として添付してください。

- 1 住所 2 受給者氏名 3 年金額 4 発行年月日

【見本】													
料金後納郵便 1 103-0014 東京都中央区日本橋1-2-3													
2 健保 花子 1009876543 01236571A 大切なお知らせ ●年金振込通知書													
年金振込通知書 平成25年6月から平成25年10月までの各偶数月にお支払する年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込みを行うこととしましたのでお知らせします。(右ページの支払予定日をご参照ください。) なお、平成25年10月分(〇月支払予定)から年金額が改訂されます。詳しくは、裏面をご覧ください。書いて語の年金額は改めてお知らせします。 年金の種類 厚生年金 老齢厚生													
基礎年金番号 1234 567980 年金コード 1234 受給者氏名 健保 花子													
振込先 ゆうちょ銀行													
3 「年金支払額」および「年金からの特別徴収する保険料等」※等の金額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金支払額</th> <th>*****70,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険料</td> <td>*****円</td> </tr> <tr> <td>* * * * *</td> <td>*****円</td> </tr> <tr> <td>所得税額および復興特別所得税額</td> <td>*****0円</td> </tr> <tr> <td>個人住宅税額</td> <td>*****円</td> </tr> <tr> <td>控除語振込額</td> <td>*****70,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年金支払額	*****70,000円	介護保険料	*****円	* * * * *	*****円	所得税額および復興特別所得税額	*****0円	個人住宅税額	*****円	控除語振込額	*****70,000円
年金支払額	*****70,000円												
介護保険料	*****円												
* * * * *	*****円												
所得税額および復興特別所得税額	*****0円												
個人住宅税額	*****円												
控除語振込額	*****70,000円												
※ 年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。													
4 平成26年6月〇日													

《事業収入》

該当の□に✓を入れ、売上から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

- 「確定申告書(写)」「收支内訳書(写)」は必ずセットで添付してください。
- 必要経費とは、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要な経費のことを言い、当健保が認める経費に限り控除します。

〔給付金〕

各種給付金を受給している場合は月額をご記入ください。

〔その他〕

被保険者と配偶者が共同扶養している場合は、配偶者の収入をご記入ください。また、被保険者の他に、被扶養者に生活費を援助しているご家族（別居の親族等含む）がいる場合は、月額、続柄、氏名をご記入ください。

- ・被保険者に兄弟姉妹等がいる場合は、その方の収入も確認させていただく場合があります。

〔6〕学生の場合（学生のみご記入ください）

学生の場合のみ該当の□に✓を入れてください。

- ・在学期間が記載されている場合は「学生証（写）」でも可。

〔7〕別居の被扶養者

被保険者および被保険者の配偶者と別居されている場合は月の平均送金額を記入してください。（添付書類は下記参照）

- ・住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は「戸籍謄本」の添付が必要です。
- ・一括送金は認められておりません。生計維持関係の継続を確認するため、毎月（または2か月に1度程度）の送金が必要です。

【同居と生計維持関係について】

『同居』とは被保険者とその家族が同じ家の中に住んでいることをいい、『生計維持関係』とはその家族が主として被保険者の収入で生活していることを言います。

- ① 同じ家の中に住んでいるが、お互い独立した生活をしている。
- ② 生活に必要な費用などの家計が、被保険者家族と被扶養者家族で別々である。

送金証明が必要でない方

- (1) 配偶者および16歳未満の子
- (2) 18歳以下の子で、全日制の学校へ進学するための別居
- (3) 被保険者が単身赴任中だが、その配偶者と同居している

送金証明が必要な方

- (1) 被保険者と別居している16歳以上の被扶養者
- (2) 被保険者が単身赴任中で、その配偶者も別居している

送金証明として認められているもの

銀行・郵便局 (窓口)	<ul style="list-style-type: none">・振込依頼書・送金領収書・払込票・通帳（写）※	<ul style="list-style-type: none">①依頼人（被保険者）名②受取人（被扶養者）名③送金額 <p>必ず、上記3点が明確に確認できるものを直近3ヵ月分添付してください。 ※通帳（写）の場合は上記3点が確認できる場合に限り認められます。送金額以外をマスキングし、上記3点が確認できる部分を必ずマーキングしてください。</p>	
銀行・郵便局 (A T M)	<ul style="list-style-type: none">・ご利用明細書・通帳（写）※		
インターネット	<ul style="list-style-type: none">・依頼人（被保険者）名、受取人（被扶養者）名、送金額の記載がある書面		

送金証明として認められないもの

銀行・郵便局	<ul style="list-style-type: none">・被保険者または被扶養者名義の一冊の通帳（一つの口座）でのやり取り
領 収 書	<ul style="list-style-type: none">・受取人が作成したもの
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・依頼人（被保険者）名、受取人（被扶養者）名、送金額の記載がない、または不明確なもの・一括送金の明細等（一括送金は認められていません。）

送金額について

収入がある被扶養者	その被扶養者の収入以上の金額を送金していることが条件です。
収入がない被扶養者	その被扶養者が1ヶ月に必要な生活費を算出し、その額を上回る額の送金が必要です。

〔8〕扶養に関する申告

申請した内容に相違ないことを確認後、日付および署名（自署）をお願いします。